

○志賀町木造建築物耐震化促進事業（簡易耐震診断）実施要綱

平成27年6月22日

告示第55号

志賀町木造建築物耐震化促進事業（耐震診断）実施要綱（平成24年志賀町告示第49号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、木造住宅の所有者に対し、耐震診断士を派遣して簡易耐震診断を行う場合において、その費用の全部又は一部を予算の範囲内において助成することにより、木造住宅の耐震診断及び改修の促進を図り、もって震災に強いまちづくりを推進するため、志賀町補助金等交付規則（平成23年志賀町規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）簡易耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会が発行した「木造住宅の耐震診断と補強方法」に規定する一般診断法により、建築物の地震に対する安全性を簡易な方法で評価することをいう。

（2）耐震診断士 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士のうち、一般財団法人建築防災協会及び一般社団法人石川県建築士事務所協会の木造住宅簡易耐震診断士名簿に登録された者をいう。

（助成の対象住宅）

第3条 助成の対象となる木造住宅（以下「対象住宅」という。）は、町内に存する昭和56年5月31日以前に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の確認を受けて着工した在来軸組構法等による木造の住宅とし、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積の合計が延床面積の2分の1未満のものに限る。）を含むものとする。

（助成の対象となる簡易耐震診断）

第4条 助成の対象は、町が委託する一般社団法人石川県建築士事務所協会から派遣した耐震診断士が行う簡易耐震診断とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成の対象としない。

- (1) 国、地方公共団体その他の機関が所有している対象住宅の耐震診断
- (2) 他の補助制度の補助金を受ける予定の対象住宅の耐震診断
- (3) 過去に耐震診断又は耐震改修の補助金の交付を受けたことのある対象住宅の耐震診断

(対象者の要件)

第5条 簡易耐震診断に要する費用の助成を申請できる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 町内に対象住宅を所有し、かつ、自らが居住していること。
- (2) 町税を滞納していないこと。

(簡易耐震診断の申請)

第6条 簡易耐震診断費用の助成を申請する者（以下「申請者」という。）は、志賀町木造建築物耐震化促進事業（簡易耐震診断）申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(決定の通知)

第7条 町長は、助成の決定をしたときはその決定の内容及びこれに付した条件を、助成しない旨の決定をしたときはその旨及び理由を、志賀町木造建築物耐震化促進事業決定通知書（様式第2号）により、速やかに申請者に通知しなければならない。

(助成の取消し)

第8条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正行為により助成を受けたとき。
- (2) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 町長は、前項の規定により助成を取り消した場合において、当該取消しに係る簡易耐震診断に要する費用を既に支払っているときは、期限を定めて、当該費用の返還を命ずることができる。

(簡易耐震診断に要する費用)

第9条 簡易耐震診断に要する費用は、別表に定めるところによる。この場合におい

て、同表で定める申請者が負担する費用については、派遣された耐震診断士に直接支払うものとする。

(守秘義務)

第10条 耐震診断士は、志賀町木造建築物耐震化促進事業に関し職務上知り得た個人情報情報を漏らしてはならない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

別表 (第9条関係)

簡易耐震診断の区分		簡易耐震診断に係る費用	町が負担する費用	申請者が負担する費用	
基本	現況図面による簡易耐震診断	延べ床面積が200m ² 以内	50,000円	50,000円	0円
		延べ床面積が200m ² を超える。	53,000円	53,000円	0円
追加	現況図面がない場合又は現地調査を希望する場合の簡易耐震診断	延べ床面積が200m ² 以内	90,000円	85,000円	5,000円
		延べ床面積が200m ² を超える。	93,000円	88,000円	5,000円